

令和2年第3回鹿追町議会臨時会会議録

1 議事日程第 1号

日時 令和2年 5月 1日（金曜日） 午前10時00分 開 議

場所 鹿追町議会議場

日程 1 会議録署名議員の指名

日程 2 会期の決定について

日程 3 諸般の報告

日程 4 議案第 33号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）について

日程 5 議案第 34号 鹿追町環境保全センター中鹿追バイオガスプラント発電機設置工事請負契約について

2 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

3 出席議員（11名）

1番 清水 浩徳議員	2番 山口 優子議員	3番 畑 久雄議員
4番 台蔵 征一議員	5番 加納 茂議員	6番 上嶋 和志議員
7番 川染 洋議員	8番 狩野 正雄議員	9番 埴渕 賢治議員
10番 安藤 幹夫議員	11番 吉田 稔議員	

4 欠席議員（なし）

5 本会議に説明のため出席したもの

町 長 喜 井 知 己

教育委員会教育長 大 井 和 行

6 町長の委任を受けて説明のため出席したもの

副 町 長 松 本 新 吾

総 務 課 長 渡 辺 雅 人

総務課主幹	葛西浩二
会計管理者	津川修
企画財政課長	草野礼行
福祉課長	佐々木康人
農業振興課主幹	城石賢一
商工観光課長	富樫靖

7 議会事務局職員出席者

事務局長	坂井克巳
書記	高瀬俊一

令和2年 5月 1日（金曜日）午前10時00分 開議

○議長（吉田稔）

ただ今から、令和2年第3回鹿追町議会臨時会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、最小限の出席者による会議といたします。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

日程1 会議録署名議員の指名

○議長（吉田稔）

日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって7番、川染洋議員、8番、狩野正雄議員を指名します。

日程2 会期の決定について

○議長（吉田稔）

日程2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思えます。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

異議なしと認めます。

本臨時会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

日程3 諸般の報告

○議長（吉田稔）

日程3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。

内容を御覧の上、御了承願います。

日程4 議案第33号 令和2年度鹿追町一般会計補正予算（第2号）につい

て

○議長（吉田稔）

日程 4、議案第 33 号、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 33 号は、令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）となるものです。

令和 2 年度鹿追町一般会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによることといたしまして、第 1 条は、歳入歳出予算の補正であり、歳入歳出にそれぞれ 5 億 8326 万 3 千円を追加しまして、総額を 77 億 6831 万 6 千円とするものであります。

補正予算の内容につきまして歳出、8 ページより御説明いたします。

目の新設となります総務費、総務管理費、新型コロナ緊急経済対策事業費で特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金の給付及び鹿追町の単独事業となります鹿追町中小企業等持続化支援金、休業協力・感染リスク低減支援金に係る予算といたしまして、会計年度任用職員の報酬で 257 万 9 千円、職員手当等で 215 万 6 千円、共済費で 41 万 5 千円、需用費、消耗品費、印刷製本費合計で 244 万 4 千円、役務費で 274 万 1 千円、委託料で合計 130 万円、使用料で 101 万 8 千円、負担金で合計 5 億 7061 万円のそれぞれ追加であります。

次に歳入、7 ページから御説明いたします。

款項目、地方交付税の地方交付税で 3530 万円の追加。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金の総務管理費補助金で合計 5 億 4796 万 3 千円の追加であります。

以上、一般会計補正予算（第 2 号）について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。

2 番、山口優子議員。

○2 番（山口優子）

3 点、お伺いします。

国の特別定額給付金、この 10 万円ですけれども、鹿追町民の方の振込日の予定のスケジュールをお知らせください。

2点目、子育て世代への臨時特別給付金ですけれども、通常6月には児童手当が支払われていますがそれと同時に振り込まれるということによろしいでしょうか。

3点目、鹿追町の政策として鹿追高校卒業生に対する修学資金貸付制度がありますけれどもこちらについて返済の支払いの猶予措置などをお考えですか。

3点、お伺いします。

○議長（吉田稔）

答弁、津川会計管理者。

○会計管理者（津川修）

ただ今、山口議員から御質問がありました特別定額給付金の振込予定日でございますけれども5月26日を予定してございますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（吉田稔）

佐々木福祉課長。

○福祉課長（佐々木康人）

子育て世帯への臨時特別給付金でございますけれども、児童手当は毎年6月、10月、2月の3回支給されておりますけれども、今回につきましては6月中の支給ということを念頭に置いて事業を進めさせていただいています。

○議長（吉田稔）

大井教育長。

○教育長（大井和行）

3番目の関係でございますけれども、今現在では考えておりません。

○議長（吉田稔）

答弁、津川会計管理者。

○会計管理者（津川修）

先ほどの説明に加えさせていただきますと5月26日を第1回振込日といたしまして、以降、第2回を5月29日、第3回を6月5日、それ以降については順次状況を見ながら対応を検討していくということを追加させていただきます。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

再質問、2番、山口優子議員。

○2番（山口優子）

分かりました。

修学資金の貸付制度についてですけれども、今、日本中で大学生の人たちがアルバイトができなくなって生活費も苦しい、ある場所の調査によると2割ぐらいの方が退学などを検討しているというような調査もあるようでございます。

修学資金の貸付制度、奨学金を利用している方々も苦しい状況に置かれていると思いますので、その返済を少し猶予したり、そういうような措置も今後考えていただければと思います。

あと今回の議題だけでも特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、鹿追町中小企業等持続化支援金、鹿追町中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金とたくさんあります。

以前の議会でもいろいろこういう支援策、給付策、支払猶予や徴税の猶予などたくさん支援策が国からも北海道からも鹿追町からもあります。町民の方々にとってたくさんありすぎて自分がどの給付策を受けられるのかというのが、特に鹿追町が独自でやるものについてですとか、分かりづらいかと思うので、あと鹿追町が独自にやるものの他にも日本政策金融公庫などがしているような政策もありますし、できれば町民の方に分かりやすいような形で一覧表にしてお知らせいただければと要望させていただきます。

以上です。

○議長（吉田稔）

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

それでは私のほうからお答えをいたします。

先ほどの定額給付金の振込の関係、今、そういう予定で準備を進めているということでございます。電算システム上のこともいろいろありますので、先ほどの予定を基本としてできうる状況になれば少しでも早めていく。それから日にち的にも順次できる部分から支払っていくというスピード感も必要だと思いますので、取り組んでいきたいと思っております。

それから修学資金の返済の関係、据置期間等々あって社会人の方が主かと思っておりますけれども、いろんな状況がありますのでそれについては随時相談に乗って必要な場合はいろんな措置は場合によっては講じていかなければならないかなと思っています。

昨日、国の予算が通ったということもありまして、持続化給付金だとか、事業者型向け

ですけれども雇用調整助成金、様々な支援策があります。そして鹿追町も今日のも含めていろんなメニューということになりますので、できるだけ分かりやすい制度の周知ということでホームページだとかいろんな媒体を通じて分かりやすい広報に努めていきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

山口議員よろしいですか。

その他、質疑ありませんか。

3番、畑久雄議員。

○3番（畑久雄）

それでは2点ほど、まず特別定額給付金のことですけれども、一人住まいのお年寄りの方がおられるかどうかということと、その場合の支給方法、あくまでも銀行振込になるのか、その辺のことまず1点。

それから中小企業等持続化支援金について、昨日もお話したのですがこれの対象期間についてはっきり御回答いただきたいと思います。そしてその支給はいつ頃になるのか、この2点です。

○議長（吉田稔）

答弁、津川会計管理者。

○会計管理者（津川修）

今、畑議員から御質問をいただきました高齢者等の一人住まいの方がおられるかという点についてでございますけれども、対象者となっておられる、要するにいらっしゃると認知をしております。

また、基本的には給付については口座振込を基本としておりますが、口座を持っておられないですとか、またそういった条件に当てはまる方については窓口での現金給付もできることにはなっておりますので、そういった対応を検討してまいりたいと考えております。

よろしくお願いいたします。

○議長（吉田稔）

富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

中小企業等持続化支援金のことについてでございますが、対象期間は当初の予定のとおり2月から9月までということでございますが、2・3・4月を基本に申請をいただきま

して、一度5月に受け取っていただき、その後、それ以降にその影響額が大きくなるという場合は一回限りの追加申請ということで、受け取っていた額に増える分を追加支給していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

畑議員、よろしいですか。

畑議員。

○3番（畑久雄）

御回答ありがとうございます。

ただお年寄りの方でもやはり足腰弱い方もおられるので、できる限りそこはちゃんとお渡ししていただきたいと思いますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それから、鹿追町の中小企業等持続化支援関係ですが、2・3・4月を一応最初の計算期間として申請するとそういう理解でいいですね。その確認です。

○議長（吉田稔）

富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

4月を基本に一度申請をいただくということでございます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

喜井知己町長。

○町長（喜井知己）

先ほどの一人暮らし、あるいは高齢者の御夫婦の世帯とかそういうケースもあろうかと思ひます。福祉部門ともよく連携を取って、そういう困難な家庭というのは、大まか押さえているという部分がありますので、その辺はしっかり福祉と連携を取りながらやっていきたいと思ひております。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

他、質疑ありませんか。

4番、台蔵征一議員。

○4番（台蔵征一）

ただ今の中小企業等持続化支援事業の関係で昨日いろいろ協議させていただいた件、行政側も2月から4月で1回対応すると、スピード感をもって対応したいと町長も考えておられるということで、ぜひ実施していただきたいと思います。

昨日、私が質問いたしました4区分に分かれている部分の、被害が比較的大きい区分3と区分4、40%以上、大体パーセントにすると37%くらいの方が被害を受けられているというような数字が昨日の説明でいくとなるわけですがけれども、一応最高100万円を交付するということが予定されているようですがけれども、実際のところ商工会で聞き取りした結果、現在の段階で1千万円を超えて100万円の交付額に該当する事業者がおられるのかどうか、その1点、お願いします。

○議長（吉田稔）

富樫商工観光課長。

○商工観光課長（富樫靖）

今の台蔵議員の1千万円の影響がある事業者の数ということでございますが、商工会の聞き取りの上で得ている情報では2件、あつて3事業者ぐらいと見込んでございます。

以上でございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

他、質問ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第33号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立 10 名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

日程 5 議案第 34 号 鹿追町環境保全センター中鹿追バイオガスプラント発電機設置工事請負契約について

○議長（吉田稔）

日程 5、議案第 34 号、鹿追町環境保全センター中鹿追バイオガスプラント発電機設置工事請負契約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

松本新吾副町長。

○副町長（松本新吾）

議案第 34 号は、鹿追町環境保全センター中鹿追バイオガスプラント発電機設置工事請負契約についてであります。

下記のとおり契約を締結したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるといたしまして、契約の目的は、鹿追町環境保全センター中鹿追バイオガスプラント発電機設置工事であります。

契約方法は、地方自治法第 167 条の 2 第 6 項及び鹿追町財務規則第 112 条の規定に基づき随意契約でありまして、契約金額は 7150 万円であり、契約の相手方は、恵庭市北柏木町 3 丁目 104 番地 1、株式会社コーンズ・エージェンシー、代表取締役社長、南部谷秀人氏と現在仮契約を締結中であります。

以上、鹿追町環境保全センター中鹿追バイオガスプラント発電機設置工事請負契約について御説明申し上げました。

御審議の上、議決を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（吉田稔）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

5 番、加納茂議員。

○5 番（加納茂）

この契約内容について質問するわけではございませんけれども、この発電機の法定の耐

用年数というのは何年なのでしょう。

それと実際、何年ぐらい使えるものなのか、大まかな数字でよろしいですけれども示してください。

○議長（吉田稔）

城石農業振興課主幹。

○農業振興課主幹（城石賢一）

お答えいたします。

発電機の耐用年数なのですけれども、7年程度ということで今回設置する前の発電機、焼失してしまったのですけれども、稼働から動いている発電機でありまして、約13年稼働しております。オイル交換ですとかエンジンのヘッドの研磨ですとかそういったメンテナンスをしながらできるだけ長持ちをさせて使用していたという状況でございます。

○議長（吉田稔）

よろしいですか。

その他、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田稔）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第34号を採決します。この採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は御起立願います。

起立10名

○議長（吉田稔）

起立多数であります。

本案は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

これで会議を閉じます。

令和2年第3回鹿追町議会臨時会を閉会します。

閉会 10時23分